

川崎市多摩川プラン推進会議 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市多摩川プラン（以下「多摩川プラン」という。）に示された施策の進行管理と評価などを行うため、学識経験者、市民、企業、行政機関等による川崎市多摩川プラン推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 多摩川プランに示された施策の進捗状況、成果等について報告を受け、推進施策の構成、優先順位付け等について検討を行い、意見具申及び提言を行うこと。
- (2) 多摩川プラン推進にあたっての課題や方向性について審議し、意見具申及び提言を行うこと。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、市民、企業及び関係行政機関等のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員のうち公募委員は、5人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議には委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学識経験者委員から、副委員長は委員から、互選により定める。
- 3 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数をもって開催することとする。

(幹事会)

第7条 推進会議は、必要に応じて幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会に属すべき委員は、委員長が推進会議に諮って指名する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、当該幹事会に属する委員の互選により定める。
- 4 幹事長は、当該幹事会の事務を掌理し、審議の経過及び結果を持って推進会議を補完するものとする。
- 5 幹事会の会議については、第6条の規定を準用する。

(関係者の出席)

第8条 推進会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は建設緑政局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成19年5月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年11月6日から施行する。